

政

令

不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十二号

不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第五条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令（平成十三年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

不正競争防止法施行令

本則第一項中「不正競争防止法（以下「法」という。）を「法」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「（外国公務員等で政令で定める者）」を付し、同条の前に次の二条を加える。

（技術上の秘密の内容）

第一条 不正競争防止法（以下「法」という。）第五条の二の政令で定める情報は、情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを除く。）とする。

（技術上の秘密を使用したことが明らかでない行為）

第二条 法第五条の二の政令で定める行為は、法第二項第一項第十号に規定する技術上の秘密（情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを含む。）に係るものに限る。）を使用して評価し、又は分析する役務の提供とする。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の不正競争防止法施行令第一条及び第二条の規定は、この政令の施行前に不正競争防止法第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為（同条第六項に規定する営業秘密を取得する行為に限る。）があつた場合における当該営業秘密を取得する行為をした者については、適用しない。

経済産業大臣 世耕 弘成
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽

平成三十年九月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

政令第二百五十三号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第三十条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第四条）

第二章 経過措置（第五条―第九条）

附則

第一章 関係政令の整備

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第三十二号の四の二の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）を「労働者派遣法」に改め、「同条第一項に規定する」及び「以下単に「派遣先の事業」という。）を削り、同項の前に次のように加える。

第三十二号 の三の二	使用者	使用者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）の第十号に規定する使用者とみなされる者
前条第一項の規定	労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される前条第一項の規定	労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される前条第一項の規定
第三十三号又は第三十六号第一項の規定	当該使用者とみなされる者が労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される第三十三号又は第三十六号第一項の規定	当該使用者とみなされる者が労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される第三十三号又は第三十六号第一項の規定

第六条第一項の表第四号の項中「第百四条」を「第百五条」に改める。
第七条第二項の表第三十五号の三の項中「第三十五号の三」を「第三十五号の四」に改める。
（行政手続法施行令の一部改正）

第二条 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三号中「第三十八号の四第三項」の下に「（同法第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。
（青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正）

第三条 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）の一部を次のように改正する。
第一項第一号中「第三十五号第一項」の下に「第三十六号第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）」を加え、「及び第七項」を「第七項及び第九項」に、「並びに第六十七号第二項」を「第六十七号第二項並びに第百四十一条第三項」に改める。
（厚生労働省組織令の一部改正）

第四条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第九条第三号中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二章 経過措置

(労働基準法第三十八條の四第五項に規定する委員会の決議に関する経過措置)

第五条 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(以下この条、第七條及び第八條において「整備法」という。)第一条の規定による改正後の労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。以下「新労基法」という。)第三十八條の四第五項(新労基法第四十一條の二第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定により読み替えて適用する新労基法第三十六條(新労基法第三十九條第二項、第四十條第二項、第四十一條第四項及び第四十二條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間のみを定めて適用し、同年三月三十一日を含む期間を定めている決議(当該決議に定める期間の初日から起算して一年を経過する日)が同年四月一日以後であるものに限る。については、当該決議に定める期間の初日から起算して一年を経過する日までの間については、なお従前の例による。

2 中小事業主整備法附則第三條第一項に規定する中小事業主をいう。第八條第二項において同じ。の事業に係る決議(新労基法第三十九條から第四十二條までの規定により読み替えて適用する新労基法第三十六條に規定する事項に係るものを除く。)については、前項の規定の適用については、同項中「平成三十一年四月一日」とあるのは「平成三十二年四月一日」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた決議については、整備法附則第三條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定により読み替えられた前条」とあるのは「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成三十年政令第二百五十三号)第五條第二項の規定により読み替えられた同条第一項」と又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、「当該協定」とあるのは「当該協定又は当該決議」と、「協定をするよう」とあるのは「協定をし、又は決議をするよう」と、同条第三項中「協定」とあるのは「協定又は決議」とする。

第六條 新労基法第四十一條第一項の規定により読み替えて適用する新労基法第三十六條に規定する事項に係る新労基法第三十八條の四第五項の規定による決議については、同項の規定の適用については、当分の間、同項中「並びに次条第四項、第六項及び第九項ただし書に」とあるのは、「次条第四項、第六項及び第九項ただし書並びに第九項ただし書並びに第九項ただし書に」と、「並びに次条第四項、第六項及び第九項ただし書の」とあるのは、「次条第四項、第六項及び第九項ただし書中」とあるのは、「次条第四項、第六項及び第九項ただし書並びに第九項ただし書中」とする。

第七條 事業者は、新労基法第三十九條第二項又は第四十二條の規定により読み替えて適用する新労基法第三十六條の協定が適用されている労働者に対しては、整備法第四條の規定による改正後の労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下この条において「新安衛法」という。)第六十六條の八の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定による面接指導を行うことを要しない。この場合において、当該労働者に対する新安衛法第六十六條の八第一項の規定の適用については、同項中「労働者(次条第一項に規定する者及び」とあるのは、「労働者」とする。

第八條 整備法第六條の規定による改正後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号。次条において「新設定改善法」という。)第七條(次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する新労基法第三十六條(新労基法第三十九條第二項、第四十條第二項、第四十一條第四項及び第四十二條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間のみを定めて適用し、同年三月三十一日を含む期間を定めている決議(当該決議に定める期間の初日から起算して一年を経過する日)が同年四月一日以後であるものに限る。については、当該決議に定める期間の初日から起算して一年を経過する日までの間については、なお従前の例による。

2 中小事業主の事業に係る決議(新労基法第三十九條から第四十二條までの規定により読み替えて適用する新労基法第三十六條に規定する事項に係るものを除く。)については、前項の規定の適用については、同項中「平成三十一年四月一日」とあるのは「平成三十二年四月一日」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた決議については、整備法附則第三條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定により読み替えられた前条」とあるのは「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成三十年政令第二百五十三号)第八條第二項の規定により読み替えられた同条第一項」と又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、「当該協定」とあるのは「当該協定又は当該決議」と、「協定をするよう」とあるのは「協定をし、又は決議をするよう」と、同条第三項中「協定」とあるのは「協定又は決議」とする。

第九條 新労基法第四十一條第一項の規定により読み替えて適用する新労基法第三十六條に規定する事項に係る新設定改善法第七條の規定による決議については、同条の規定の適用については、当分の間、同条中「並びに第三十九條第四項及び第六項」とあるのは「第三十九條第四項及び第六項並びに第四十一條第二項」と、「並びに第三十六條第三項、第四項及び第六項から第十一項まで」とあるのは「第三十六條第三項、第四項及び第六項から第十一項まで並びに第四十一條第三項」とする。

附則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

告示

○総務省告示第三百九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九條の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成三十年九月七日

一名	称	総務大臣 野田 聖子
二	国外派遣期間	平成三十年九月九日から平成三十年十月二十四日まで
三	派遣人数(概数)	六十人程度
四	派遣地域	アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第三百十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九條の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成三十年九月七日

一名	称	総務大臣 野田 聖子
二	国外派遣期間	平成三十年九月八日から平成三十年十月二十三日まで
三	派遣人数(概数)	百人程度
四	派遣地域	フィリピン

○法務省告示第二百七十九号
神戸市兵庫区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。
平成三十年九月七日

法務大臣	上川 陽子
神戸市漢西区三川口町一丁目三十三番地	岡部 作藏